

瀬戸市告示第97号

平成28年瀬戸市告示第47号（瀬戸市手数料徴収条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する同法第41条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として市長が定める件）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 から3まで <省略>	1 から3まで <省略>
4 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する <u>断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級4、5又は6</u> （法の施行の際現に存する建築物については、同告示に規定する <u>一次エネルギー消費量等級3、4、5又は6</u> ）が表示されているものに限る。）の写し	4 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は5（法の施行の際現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級3、4又は5）が表示されているものに限る。）の写し
5 <省略>	5 <省略>